令和９年度

児童クラブの入会手続きについて

長門市　健康福祉部　子育て支援課

1　児童クラブについて

（1）目的・活動内容

放課後等昼間家庭に保護者のいないことが常態にある小学校に在学する児童の保護、育成に資するため、豊かな心身を養い児童の健やかな育成を図ることを目的とし、次に掲げる内容の活動を実施します。

○ 遊びを通した児童の育成及び指導に係る活動
○ レクリエーション、文化活動、体育活動等を通した児童の育成及び指導に係る活動
○ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援活動
○ その他、児童の健全育成上必要な活動

（2）対象児童

市内の小学校に就学しており、保護者等が次に掲げる理由により、昼間家庭にいない児童。
（就学中の学校に児童クラブがない方も、他学校の児童クラブがご利用いただけます）

ア　就労することを常態としている（月 52 時間以上）
イ　保護者の疾病・障害
ウ　同居親族の常時介護・看護
エ　就業を目的とした職業訓練、就学
オ　妊娠・出産
　・出産前、出産予定日から起算して 8 週間前の日の属する月の 1 日から
　　出産後、出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日までを認定有効期間とする。
カ　災害等の復旧活動
キ　上記の理由に準ずるその他特別な理由

※同一敷地内に親族が住んでいる場合（世帯分離を含む）には、その親族も上記要件に該当する必要があります。
　但し、65 歳以上の親族については、「高齢により保育ができない」とみなし上記要件は必要ありません。

（3）実施期間・開所時間

平日の開所時間	放課後 ～ 19：00
土曜日・長期休暇等の開所時間	8：00 ～ 19：00 ※土曜日・長期休暇等は、昼食を持参していただきます。
閉所日	・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日まで） ・盆（8 月 13 日～8 月 16 日まで） ・その他クラブで定める日

（4）入会及び退会

児童クラブでの保育を希望される保護者の方は、入会申込書に必要事項を記入のうえ、４ページに記載のある受付期間内にお申し込みください。受付後、審査のうえ、決定又は却下の通知書を保護者に通知します。

利用（入会）登録は、月単位となります。月単位で利用予定が無い場合は、**前月の末日までに休会届**を提出してください。休会期間中は、月額の利用者負担金は徴収しません。

就労、家族の状況、住所などの変更が生じた場合は、速やかに異動届により報告してください。

退会される場合は、**前月の末日までに退会届**を提出してください。

（5）入会の取消し(保育の解除)について

以下のいずれかに該当するときは、退会となったり、再入会をお断りしたりすることがあります。

・保育の対象でなくなったと認められるとき
・引き続き１月以上休んだとき
・利用者負担金の滞納が、納期限の日から２月を超えるとき
・他の児童又は支援員に対して行う暴力行為、危険行為その他行為により児童クラブの集団生活に支障を来していると認められるとき

（６）利用者負担金

負担金月額　　**2,000 円**　（但し、生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は半額）
おやつ代月額　**1,000 円**　（但し、アレルギーがあり、おやつを持参される方は無料）
※長期休業期間の利用は開所日数による日割計算を行います。
※納付は原則、口座振替をお願いします。金融機関での振替手続きをお願いします。

（７）保険加入

スポーツ安全保険に加入します。加入費用は長門市が負担します。
児童クラブ活動中の事故や児童クラブへの通所・帰宅中の事故が対象になります。

（８）病気について

児童に持病（アレルギー等）がある場合は、入会申込書内「児童の健康状態」欄へのご記入及び食物アレルギーに関する同意書の提出をお願いします。

急な発熱、腹痛などの場合は、保護者に緊急連絡しますので、お迎えに来てください。但し、けがなど緊急を要する場合は病院にて緊急処置をし、その後、保護者に連絡をさせていただくことがあります。

伝染性の疾病（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等）に罹患した児童については、感染拡大防止のため、医師または保健所の指示する期間、小学校と同様に**児童クラブも出席停止**となります。

また、小学校が学級（学年）閉鎖になった場合、対象学級(学年等)の児童は、**出席停止**となります。

（９）災害時等の処置について

○　災害時は、児童を安全な場所に避難させますので、保護者はできるだけ早めのお迎えをお願いします。
○　台風、自然災害等により小学校が臨時休業となった場合、児童クラブも同様に**臨時休業**となります。
○　事件等が発生した場合は、保護者の緊急連絡先に連絡して対応していただきます。

（１０）保護者の方へのお願い

①　**就労を要件に入会されている場合、仕事がお休みの日は、児童クラブを利用することはできません。ご家庭で児童と一緒に過ごされますようお願いします。**

②　**児童クラブは託児所や学習塾、スポーツクラブ、遊ぶことを目的とした場所ではありません。**宿題の時間を設けていますが、学校や学習塾のように勉強を教える場所ではないことをご理解ください。

③　学校を欠席又は早退により児童クラブを休む場合は、**必ず連絡**してください。
連絡は児童クラブに直接お願いします。学校を通じての連絡はできません。
支援員が不在の時は、**留守番電話**をご利用ください。学年、児童名及び用件をいれてください。
出席表の提出がない場合は欠席とします。

④　塾や習い事等で児童クラブを利用しない日がある場合は、事前に児童クラブへ連絡してください。

⑤　児童が病気等で体調が悪いときは、無理して児童クラブに来ることがないよう配慮してください。

⑥　児童の通所または帰宅は**保護者の送迎が原則**です。勤務条件等の事情により時間内の迎えが難しい方は、同意書を提出していただくことにより、例外的に児童のみでの通所または帰宅を認めます。

⑦　19 時には児童クラブを閉所しますので、**早めのお迎えにご協力お願いします。**特に、１年生は学校での新生活に慣れるまでは不安感も強くなるため、できる限り早いお迎えをお願いします。また、お迎えが間に合わない場合は、18 時 30 分までに必ず連絡をお願いします。

⑧　お迎えが開所時間を過ぎる場合は、**ファミリーサポートセンター**を利用してください。
19 時を過ぎると、未登録の方もその場で登録していただき、７００円の料金が発生します。
お迎え時、支援員（提供会員）へお支払ください。
事前登録は、社会福祉協議会内の事務局（**ＴＥＬ２３－１６１０**）に問合せください。
育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行うことのできる人（提供会員）が会員となり助け合う会員組織です。対象児童は、概ね生後６カ月から小学校６年生までの児童です。

・料金：平日（月～金）	７：００～１９：００	６００円／１時間
・土・日・祝日、上記時間以外		７００円／１時間
・年末年始（１２／２９～１／３）		８００円／１時間

⑨　手拭きタオル、ティッシュは毎日持たせてください。貴重品は持たせないようにしてください。

⑩　持ち物には、全て**名前を記入**してください。

⑪　児童クラブは異なる学年の集まりです。皆が仲良くなり、早く児童クラブに慣れることを願います。
最初は慣れないことばかりですので、児童の状態をよく聞いてあげてください。
気になることがあれば、些細なことでも支援員に相談してください。

⑫　土曜日、長期休暇中は、お弁当の持参をお願いします。お弁当は、手作りのもの以外にも市販のお弁当などでもかまいません。（カップラーメン、あたための必要なお弁当等施設用具を使用するものは不可）

⑬　児童クラブにおいて、保護者に代わって支援員に処方薬の服用等を依頼する場合は、処方薬が入った袋や容器等に氏名を記入し、連絡袋に入れてください。また、処方薬の種類、服用等をする時間を連絡帳に記入してください。
※医師が処方し調剤したものに限ります。市販薬は受け付けません。

（１１）マチコミメール

緊急の連絡や臨時休業の情報をメールで送ることがあります。登録は、必ず**児童の氏名**で登録をお願いします。
登録が不要：既に登録済みの児童の分
登録が必要：新規で入会する児童の分（きょうだいが入会されている場合でも、児童ごとに登録）

2　入会手続きについて

（１）入会申込書受付期間

当初（４月１日）からの入会	**令和８年 11 月２日（月）～令和８年 11 月 30 日（月）** ※４月１日入会の定員に空きがある場合は２月２６日まで申し込みを受け付けますのでご相談ください
随時（５月１日以降）の入会	**入会を希望する月の１日の１ヶ月前までに申込み** ※但し、利用定員により入会できない場合があります。

（２）入会申込書の記入について

○連絡先（電話番号）は、連絡がとれる順番で「**第１**」から「**第３**」まで**可能な限り全て**記入してください。

○「家族の状況」の欄は、入会児童と**同一敷地内に住んでいる親族（世帯分離を含む）**について記入してください。

○障害等で、保育上、配慮を要する場合は「児童の健康状態」の欄に詳しく記入してください。
障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの場合は写しの提出もお願いします。

○２人以上の児童の入会を希望される場合は、それぞれの児童について入会申込書を提出してください。

（３）入会申込に必要な書類

児童クラブ入会申込書に下記の書類を添えて提出してください。

○**入会の理由となる証明書（就労証明書、診断書**等）
入会要件に該当するか確認するため、**同一敷地内に住んでいる親族（世帯分離を含む）**の証明書が必要です。
※65 歳以上の方は、就労証明書等の提出の必要はありません。
※長門市に住所のある就労または大学（短大・専門学校）進学中の兄姉がいる場合は、就労証明書または大学（短大・専門学校）の授業日程表の提出をお願いします。

○**個人情報等に関する同意書**
児童を安全・安心にお預かりするために、必ずご提出いただくものです。

○**食物アレルギーに関する同意書**
食物アレルギーのある児童のみ提出をお願いします。

○**所得課税証明書**
令和８年１月１日または令和９年１月１日に長門市に住所がない保護者の方は提出をお願いします。

○**その他お子様の状況が分かる書類**
内服薬の処方箋、医師の診断書　等

（４）留意事項・その他

○利用定員を超える入会希望があった場合は、優先順位による選考を行います。

優先順位	
高い	低学年児童
	ひとり親世帯の児童
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持児童
	保護者の月平均勤務日数が多い児童
低い	保護者の帰宅時間の遅い児童
	同一校区内に親族（祖父母）が居住していない児童

3　施設一覧

児童クラブ名称	定員	児童クラブ所在地（連絡先）	市役所担当課（入会申込先）
深川児童クラブ	１３０人	深川小敷地内（22-2480、22-7665）	子育て支援課（23-1164）
仙崎児童クラブ	70 人	仙崎小敷地内（26-2215）	子育て支援課（23-1164）
三隅児童クラブ	35 人	明倫小校舎内（43-0065）	三隅支所（43-0221）
日置児童クラブ	35 人	日置小校舎内（37-2112）	日置支所（37-2193）
油谷児童クラブ	35 人	わいわい子どもセンター（32-1137）	油谷支所（32-1111）

※詳細や不明な点は、担当課にお問い合わせください。小学校へのお問い合わせはご遠慮ください。

必ずお読みください

☞　就労を要件に入会されている場合、仕事がお休みの日は、児童クラブを利用することはできません。ご家庭で児童と一緒に過ごされますようお願いします。

☞　保護者の方は、緊急時に必ず連絡が取れるようにしておいてください。

☞　食物アレルギーのある児童については、児童の安全確保のため、原則として、おやつの持参をお願いします。（おやつ代 1,000 円の徴収はありません）また、持参されるお弁当の中身に食物アレルギー物質等の混入がないよう今一度確認をお願いいたします。

☞　児童クラブ開設中の児童の一時外出は、原則として認めておりません。
※但し、学校行事の場合は除きます

☞　習い事や塾に行く場合、児童クラブを出発する時間を連絡帳に記入してください。
※出発時間に支援員からお子様へ声掛けを実施いたしますが、案内できない場合もあります。朝、お子様への伝達をしっかりお願いします。

☞　送迎時は、交通ルールを厳守していただくようお願いします。

☞　急な出欠連絡（ノートへ記載した出欠内容が変わる場合や学校を欠席した際も）は児童クラブへ必ず連絡していただきますようお願いします。
※その際、欠席理由もお伝えください。

☞　学習の習慣付けのため、児童が自主的に学習する時間を設けていますが、宿題を終わらせているかの確認や丸つけ等は保護者の方でお願いします。児童クラブは学習塾ではないため、児童クラブの支援員に回答を求めることが無いようにお願いします。

☞　就労証明書の期限が切れたり就労場所の変更があったりした場合は、速やかに就労証明書を再提出してください。再提出がない場合は、入会を取り消す場合（保育の解除）があります。
その他、利用者負担金を滞納した場合や他の児童又は支援員に対して行う暴力行為、危険行為その他行為により児童クラブの集団生活に支障を来していると認められる場合等も同様の対応といたします。

☞　利用者負担金は原則、（長期休業期間利用分を含め）口座振替での納付となります。口座振替手続きを忘れずに行ってください。

☞　お迎えが間に合わない場合は、18 時 30 分までに必ず連絡をお願いします。

☞　児童クラブにおいて、保護者に代わって支援員に処方薬の服用等を依頼する場合は、処方薬が入った袋や容器等に氏名を記入し、連絡袋に入れてください。また、処方薬の種類、服用等をする時間、回数を連絡帳に記入してください。
※医師が処方し調剤したものに限ります。市販薬は受け付けません。

長門市役所　健康福祉部
子育て支援課　保育班
TEL ：０８３７（２３）１１６４